

船橋福祉相談協議会

ニュース



第16号

発行者 特定非営利活動法人

船橋福祉相談協議会 ふらっと船橋(事務局)

273-0021 船橋市海神 1-31-31 ジュネス海神 101

TEL 047-495-6777 Fax 047-495-6776

HP <http://flat-funabashi.com>

E-mail flat-funabashi@key.ocn.ne.jp

「差別解消法」施行一年
特定非営利活動法人

船橋福祉相談協議会

理事長 宮代隆治

この4月、障害者差別解消法が施行されて一年が経過。そんな時、こんな新聞記事が目に入りました。「盲導犬拒否55%」、日本盲導犬協会が全国の盲導犬利用者187人を対象に電話で聞き取り調査を行い、170人から回答を得たこと。

「盲導犬を理由とした差別(受

け入れ拒否)はあったか」との質問に「はい」と答えた人が94人、全体の55%であったこと。飲食店での受け入れ拒否、バスやタクシーの乗車拒否等が挙げられ、法律の施行で「理解が変化したと感ずるか」との問いには74%が実感していないと答えたとのこと。

正直、法の施行は実現したものの、法の主旨の実社会への浸透は、市民の認知度は…、まだまだ始まったばかりのようです。

ただ、この法律の施行により何が障害者差別に当たるか、或いは「合理的配慮」とは何か、が明確になったのは確か。

隔靴搔痒の感はあるものの、成果を焦らずじっくり構えることも必要か。

さて、先に障害者虐待防止法ができ、今回の差別解消法の施行。虐待と差別、不可分の関係にあるのも確か。ここに至り、思い起こされるのが「袖ヶ浦福祉センター事件」です。強度行動障害と判断された少年は、児童施設に入っていました。そこで、職員から繰り返される暴力を受け、とうとう絶命してしまいました。

3年ほど前になりました。か、県の障害者計画が作成され、愈々施行間近の頃、この計画をめぐりセミナーが開催されました。その一場面、計画をめぐるシンポジウムで、登壇したS弁護士は会場に向かい、「袖ヶ

浦事件の責任は皆にもある。皆彼を地域に帰してやれなかつたじゃないか」と発言されました。この言葉は、深く私の胸に突き刺さりました。

強度行動障害と言うレッテルを貼られ、恐らく彼の意志は顧みられずに、施設入所が決まり、そこでの生活が始まり、長い時が過ぎててもいつ地域に帰ることができるかもわからず、その内に彼は施設に居ること、そこで生活を全うすることが当然視され、誰も彼を地域に戻そうと思わなくなってしまう。限られた空間と時間の中で、そこでのみ生活が回り、いつしか誰も彼の存在を一顧だにしなくなる。つまりは、社会から忘れられた存在となりはしなかつたか。そんな環境が、奮行を許す背景にありはしなかつたか。

人とのつながりを絶たれ、孤独を強いられ、かつての知人か

ら忘れられてしまったら、それは惨めで悲しいことです。

つまり、私たちも彼を忘れる側の一人であった、そのことに何の抵抗も感じなかった。そんな私は、この残酷な事件に一抹の責任もないの…。

ある時期、施設を利用せざるを得ない人がいることもあり得ます。ただ、そのことにより忘れられた存在となることは許されません。人は社会とつながり、人とつながってこそ価値ある存在となります。

障がいのある人をそこから外すことは、まさに虐待であるし差別であると認識する必要があり得ます。

「差別解消法」、成立と施行の意味を今一度考えています。



「新たな船出、夢の懸け橋、ふなばし」

船橋市健康福祉局
福祉サービス部障害福祉課
課長補佐 林 典子

この4月に課長補佐として着任しました林と申します。初めて配属されたのがこの障害福祉課でしたが、当時は援護係と庶務係の2係体制で職員は確か16名程だったと記憶しております。

あれから四半世紀が過ぎ今や課員も50余名を超えております。この間の障害者施策は、大きな転換がなされました。措置制度から自己決定に基づいた契約制度へ。サービス利用体系も3障害が一元化され、障害の状態を示す共通の尺度として障害支援区分の導入。複雑化した社会に対応するため数年ごとに課題検討がなされ、法改正を経て利用者負担は応能負

担となる等、支援の拡充が行われてきました。

今年は、私にとって原点に戻った節目の年となりますが、船橋市においては市制施行80周年という記念の年を迎えました。昭和12年4月1日に人口4万3千人で始まり、今では人口63万人を超える大都市へと成長しております。これまで街づくりにご尽力いただいた皆様への思いを受け継ぎ、未来へ繋げていくための新たな船出の年となります。

昨年施行された「障害者差別解消法」は、全ての人が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。

配慮したつもりが的外れだったり、実は差別的な取り扱いとなっていたという事にならぬよう、「合理的配慮の提供」とはどのようなことか、今後

行政関係者や関係団体等の皆様と検討を重ねる中で合意形成を行い、障害理解を進め、市民の皆様が発信していくことが重要です。

地域にあるさまざまな障壁をなくすことにより、障害のある方があるがままに生き生きと生活できる、共生の街へと夢の懸け橋をかけるため、各関係者の皆様方のお力をお借りしながら一歩ずつ進めてまいりたいと考えますので、ご指導ご鞭撻の程、よろしくお願い致します。

「バトンを渡すその日まで」
船橋福祉相談協議会理事
ロンの家福祉会理事長
池田 則子

ロンの家に携わり17年、裏方で業務を行っていましたが、前理事長の退任に伴い、この会に加わらせていただきました。当会は現在3本柱で事業を

展開しています。①ホームヘルプ事業②地域活動支援センター③ガイドヘルパー養成講習事業です。

①は制度が今ほど整備されていない頃からスタートしました。志ある者達の集まりでしたが、福祉に興味はあっても仕事としては難しい。そう言う話を聞く度に労働条件や労務管理、働きやすい環境、福利厚生を整えてきました。職員の笑顔、頑張りが原動力となって、環境改善実現のために奮闘しています。移動支援はもちろん、日中一時支援も1対1の対応をしています。運営は厳しくても、ご利用者さんの命を預かる支援にとつては必要なことだと思っています。親御さんにも様子を詳しくお伝えできるので、変化や相談など理解しやすい環境です。当会では出来る限りこの形を続けていきたいと考えています。

Cafe。すまいるは、気兼ねせずにくつろげる喫茶店をどの要望に応えたく始めました。自宅にこもりがちになつてしまふ方、会社や仕事に馴染めなかつた方などが足を運びやすい場、情報交換や生産活動を提供できる場、子育てママ達を応援する場、いろいろな場となつて、当会の大きな柱となるようにと願っています。産休・育休職員の応援が出来る環境にもなりました。共に支えてくれる職員にも感謝しています。

②ではごまの製造・販売を中心に活動しています。丁寧に心を込めて製造したごまを皆様方の食卓にお届けできる素敵な仕事だと皆自信を持つて作業に取り組んでいます。

③は人材育成に役立ちたく始めた事業です。

最後に、私は仕事に誇りを持ち日々支援に携わっている職員のために、制度が変わっても笑

顔で乗り越えられる環境を整え、役割がある限り力を尽し、バトンを渡す日まで邁進したいと思つています。



「運営評価について」
ふらつと船橋
Fぶらんにくぐ
所長 清水 博和

5月11日に行われた船橋市自立支援協議会本会において「平成28年度船橋市障害者(児)総合相談支援事業委託ふらつと船橋運営評価」を行いました。

相談実績に関するデータをも

とに(※表1) 障害別人数や相談内容(項目)

※表1

相談件数	38,840 件
対応人数	1,176 人
新規人数	273 人

等の分析や傾向とその対応。そこから本質である相談支援に関する27項目についての評価報告を致しました。今回の報告については評価項目より何点かのポイントをしぼり説明を致しました。

①「当該事業計画への取り組み」、ここでは法人理念である「ワンストップ、寄り沿い、伴走」を基本に、いかに本人のエンパワメントの活用を促すために「必要な時に必要なひとてまを掛ける」という視点が肝要であること。

②「FAS-netについて」当方が事務局となり定期的に例会を開催し、相談支援事業間の連携や研修、制度政策等の意見交換を行つてきました。

③「基幹相談支援センターの役割」、これは主に28年度は地域定着支援(触法障害者)に関する相談が多くその対応について。

④「広報活動について」は法人機関紙を年2回、ふらっと船橋の広報誌(ふらっとcome)を年6回発行。HPのリニューアルと昨年度に事業開始「10周年記念誌」を作成配布しております。

⑤「苦情解決のしくみ、苦情はどうか」については「苦情解決のしくみ」についての説明や所内掲示をし、苦情を受けにくい対応を基本に取り組んでいる事を報告。28年度の苦情についてはありませんでした。

当方の役割の根本は、皆さんが地域で自分らしい暮らしを続けていく事が前提にあります。その為に新規や継続での相談を受け、その問題の整理と内容に寄り添い、伴走しながら継続的な関わりを続けております。以上の点を含めましてご報告を致しました。

「実績報告」

障害者虐待防止センターは「はーぷ」センター長 大和久美保子

障害者虐待防止センターは「はーぷ」は、自立支援協議会において、平成28年度に受理した案件等の実績をグラフにまとめて報告しました。28年度の養護者・使用者虐待の通報・届出は14件でした。14件の内、5件は「はーぷ」対応が最終になっています。5件の内、3件は虐待有、1件は虐待無と認定されました。雇用者虐待に関しては、県の権利擁護センターへ報告済みです。28年度は、虐待疑いの対応が279回に対して、その他相談が109件352回と上回っています。その他相談の中に、障害者虐待が潜んでないか、看過することの無い様に努めています。28年度は、市内24全地域の地区民協議会に伺い、障害者虐待防止の協力要請を行いました。

平成29年度 特定非営利活動法人 船橋福祉相談協議会事業計画

○**事業概要** 本協議会は、船橋市と「船橋市障害者（児）総合相談支援事業」についての委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。本協議会は、船橋市内に生活する障害者とその家族が一人ひとりの個性を尊重され、人としての尊厳を保障される地域社会を創り、本人とその家族の福祉の増進に寄与することを目的として活動する。

設置主体 船橋市内障害関係14団体及び個人会員／運営主体 NPO法人船橋福祉相談協議会

○**構成会員** 「社会福祉法人」「NPO法人」「障害者家族団体」「任意団体」「個人会員」

- 事業内容**
- 1 船橋市障害者（児）総合相談支援事業 の事業運営及び管理
 - 2 障害者基幹相談支援センター「ふらっと船橋」の事業運営及び管理
 - 3 障害者虐待防止センター「はーぷ」の事業運営及び管理
 - 4 指定特定相談支援事業・障害児相談支援事業「Fぷらんにんぐ」の事業運営及び管理
 - 5 障害福祉サービス分野におけるネットワークの充実（FAS-net）
 - 6 権利擁護
 - 7 広報誌「船橋福祉相談協議会ニュース」の発行（年2回程度）
 - 8 講演会、研修会等の企画（11月頃を予定）
 - 9 ピアカウンセリング等への支援
 - 10 その他、本協議会の目的を達成する為に必要な事業「障害者（児）総合相談支援事業」及び「船橋市障害者虐待防止センター事業」並びに「指定相談支援事業」・「障害児相談支援事業」の事業業務委託契約を結び、更なる事業強化にむけて取り組む。

